

Hand in Hand



海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばの一つの出来事。
新たな旅立ちをした女たちはいま手を取り合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。
ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。

Vol. 218

平常心でシンプルに

◇暑い夏でしたね。生まれて初めて自分の名前を13万249人の人々に書いてもらったことに、嬉しさよりも大きな重圧を感じています。その人々の期待を裏切らないように働こうと決意を新たにしているところです。

◇選挙中、高田馬場駅前、新宿区議の久保介さんが1945年3月の東京大空襲の話をしてくださいました。尖の海となった通りを早稲田大学の森まで、5歳だった久保さんは8歳の姉と逃げたそうです。

◇そんな思いを二度とこの国の人々にも、そして世界の人々にもさせない社会を作るために政治は機能しなければならぬと、久保さんは言っているのだと私は思いました。◇9・11のテロで始まった21世紀ですが、殺戮の時代にはなりません。武器三原則を見直して、武器を輸出できるようにしようなんて、この国は政界も経済界も異常です。そんな政界に11年もいて、これからまた闘っていかうなんて、私も異常かもしれません。そうです。何度も気が狂いそうになる思いをしました。

◇でも、何とか平常心を保てたのは、離婚することもできずに悩んでいる人や、仕事を見つけられず苦しんでいる人

や、夫の助けも地域の援助もなく、孤独な子育てをしている人々と常に関わっていたからだと思います。

◇このハンドも、私を「異常」の世界から引き戻す役割になってくれているのでしょうか。

◇今年は春と夏の合宿ができませんでした。そこでクリスマスの会合を楽しくやりたいと思います。子連れで来られ、子どもたちは広い体育館で遊んでゲームや運動が楽しめるよう、そして大人はゆっくり話ができるようベビーシッターを用意します。ゲーム、パザー、プレゼント交換など盛りだくさんの企画を考慮中です（中学生、高校生のお子さんで、ベビーシッターのアルバイトに来ていっしょに食事などを楽しんでくれる有志はいないでしょうか）。

◇お金を使わず楽しむ、シンプルに充実して生きる—これをテーマにしながら、子育て、教育、恋愛、再婚、仕事…なんでも話し合いましょう（詳しくは5ページをご覧ください）。

◇ちなみに私は参院選比例候補として、エネルギーとお金を最少に留めた理想的な「シンプル省エネ選挙」で勝ち抜きました。従来の方法とは違う、21世紀型ネットワーク選挙ができたと思っています。

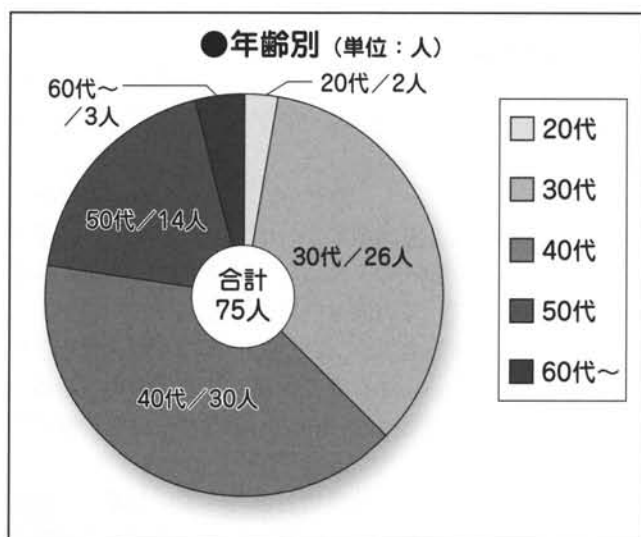
◇人生も選挙も従来のやり方にとらわれず、新しい戦略で闘うこと、それが重要です。 (円より子)



◎ 特集 ◎ ハンド会員の現況と関心を持っていること —アンケート結果から—

ハンド・イン・ハンドでは、入会をいただいた方にアンケートをお送りしています。これからハンドを運営していく上で、回答は大変貴重な資料となっています。

さて、今回はいま会員の方がどんなことに関心を持っているのか、平成13年7月から今年6月までにお送りした234名のうち、回答してくれた75名の方の回答から探ってみました。



30代、40代が圧倒的に多く全体の75%を占めています。

★離婚と同居がほぼ半々★

離婚が別居かなどの現在の状況の内訳は、離婚30、別居30、夫と同居13、半同居1、未記入1で、20代～40代は同居が少なく、離婚、別居が半々なのに比べ、50代、60代は別居が少なく、同居と離婚がほぼ同じというのが特徴です。離婚した人のうち3分の2は離婚してから1年未満、あるいはほぼ1年ということから、別居、同居の人も含め「まだ不安な時期で、悩みも多くアンケートに回答してきた」というような心情も読み取れます。

★意外に多い子ども2人以上★

子どもの数は、約半数は子どもが「2人」、3割が「1人」、「3人以上」と「子どもなし」あるいは「未記入」の人が1割ずつ。子どもがいる人は、ほとんど全員を母親が引き取っています。分けたケースは3例だけ。夫が引き取ったと回答した人は皆無でした。

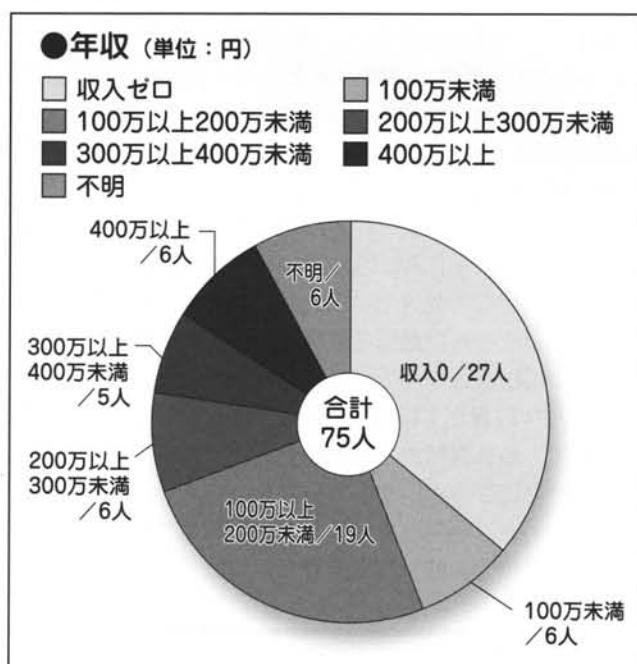
年齢的に当然ともいえますが、20代～30代の人の子どものは10歳に満たない場合がほとんどです。40代になると

第三子でも10歳以上、10歳未満の子どもがいる人は4人だけでした。50代、60代は子どもが独立している人が多く、第二子に17歳の子どもがいる人が2名、あとはみな20歳以上です。

子ども以外の家族（父母など）と同居している人は約3分の1いました。子どもの小さい20代から30代では半数以上が親と同居と、やはりその割合は多いようです。

★育ち盛りの子を抱えてこの年収★

気になる年収ですが、全体の分布は次の表のようになっています。



ただし、年収が0という人はほとんどが同居中または別居中の人で、離婚後も収入0の5名はいずれも離婚してから日が浅く半年くらいの方です。離婚して半年くらいは児童扶養手当も入らず、その上無収入では精神的にも落ち込むでしょう。別居中と離婚直後の支援が不可欠です。また、離婚後1年近くたっても年収が100万、200万というケースも多く見受けられ、育ち盛りの子どものや教育費のかかる子どもを抱え、不安も多いことと身につまされます。このアンケートでは、職についている人のうち、パートと正社員及び有資格者が半分ずつくらいと、意外と世間で見られているように正社員にもなれず……といった状況はみられませんでした。それでも年収は上記の表のとおり。世間から見れば平均的年収は比べものにならないくらい低いことに変わりはありません。

★関心があるのは「経済」★

これまで見てきたような状況のなかで、それではハンドの会員は今、どんなことに興味があるのでしょうか。年代別に分けてみました。

| | 関心のあること(複数回答) | ～30代 | 40代 | 50代～ | 計 |
|----|------------------|------|-----|------|----|
| 1 | 離婚後の経済的生活 | 12 | 20 | 14 | 46 |
| 2 | 自己開発等、自分について | 17 | 14 | 7 | 38 |
| 3 | 再就職／転職 | 16 | 13 | 3 | 32 |
| 4 | 子どもの教育 | 14 | 15 | 2 | 31 |
| 5 | 家計 | 10 | 14 | 5 | 29 |
| 6 | 離婚が子どもに影響するかについて | 14 | 15 | 0 | 29 |
| 7 | 子どもと父親の関わり | 15 | 13 | 0 | 28 |
| 8 | 住居 | 4 | 13 | 10 | 27 |
| 9 | 老後 | 5 | 16 | 5 | 26 |
| 10 | 将来のこと | 11 | 12 | 3 | 26 |
| 11 | 健康／からだ | 8 | 11 | 3 | 22 |
| 12 | 離婚についての法的手続き | 6 | 10 | 2 | 18 |
| 13 | 親との関わり | 7 | 7 | 0 | 14 |
| 14 | 現在の仕事 | 7 | 2 | 3 | 12 |
| 15 | 世間体 | 4 | 2 | 2 | 8 |
| 16 | 性 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| 17 | 異性との付き合い | 2 | 3 | 0 | 5 |
| 18 | 再婚 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 19 | 趣味／余暇 | 1 | 1 | 2 | 4 |
| 20 | その他 | 1 | 1 | 0 | 2 |

20代、30代では「自己開発等、自分について」「再就職／転職」「子どもと父親の関わり」「離婚が子どもに影響するかについて」が同じ割合で関心が高いようです。40代になると経済的なことがダントツ1位。全体で見ると、一番多いのは「離婚後の経済的生活」でした。

また、アンケートの枠以外にもたくさんの書き込みをいただいていますので、最後にそのなかから会員が「会で取り上げて欲しいこと、関心のあること、困っていること」として書き込んでくれたことをピックアップします。今後、会の活動や会報に反映させていければと思っています。また、みなさまからの経験談、ご意見などもどうぞお寄せください。お待ちしております。

- 一人親が子どもの教育（PTA等）にどのように関わっているか
- 仕事と子育ての両立について
- 世間体に対してどう対処したか
- 養育費が送金されてこない。強制執行の手続きはどのようにすればいいのか
- 子どもを父親と会わせるべきか、写真などを見せてもいいものか
- 別居中の人や子どものいない離婚者についての情報が少ない
- 子どもへの説明をどうすればいいか
- うつ病になってしまった。もっとひどくなったとき子ども

もはどうなってしまうのか

- 離婚後の精神的負担について取り上げて欲しい
- 離婚成立直後にやった方がよいこと、やるべきことのリストが欲しい
- 離婚後の母親が安定した仕事につけるまで、夕方子どもたちを安心して預けられるところがないか
- 夫の性同一性障害など特殊なケースの人の話がききたい（または連絡を取り合いたい）
- 家を借りるとき、親兄弟がなく、保証人をお願いできる親族がいないときはどうしたらよいのか
- 婚費、養育費未払いの場合の請求の仕方
- 慰謝料、養育費の金額はどのくらいが相場か
- 保険、年金をどうしているのか
- 別居中であっても夫の年金を生活費としてもらえるようにできるのか
- 離婚で引き取った子どもが独立したあとの60歳を過ぎた女の生き方
- 苦労して子どもを育ててきたが、親の気持ちと子どもの親に対する気持ちの違いが知りたい
- 離婚した女性が老後を支え合って生きていく手段

 原稿募集

- 「夏休み、お父さんと会いましたか？」
夏休みも終わり、新しい学期が始まりましたね。面接交渉権をとって、日ごろからお父さんと会っている子どももいるかもしれませんが、夏休みだけ特別会っているケースなどあるのではないのでしょうか。夏休みに子どもとお父さんが会った方、会った理由や、どんなところで何日間くらいなど、教えてください。または夏休みに子どもとお父さんが会うことについてのご意見などがありましたらお手紙ください。
- 「年金もらっていますか？」
年金の取得状況の特集を組みたいと思います。いままでの勤務形態（正社員、パート、在宅のほか、転職されている方はそれぞれの期間、何歳から何歳までかなど）、現在の年齢、取得している年金額、何歳からもらい始めたか、年金の種類などを具体的に教えてください。
- 「いま困っていること、うれしかったこと」
何でもお手紙ください。いま、一生懸命になっていること、関心があること、ハンドに望むこと、何でも結構です。お待ちしております。家計簿公開してくれる方、弁護士110番でききたいこと、各地域で例会などを開いてくれるお世話係も同時に募集しています。
(応募方法は5Pをご覧ください)

「女性と年金」シンポジウムより(3月27日開催) ～夫婦の年金分割について～②

＜パネリスト＞

- 厚生労働省大臣官房審議官(年金担当) 渡邊 芳樹
- ノンフィクション作家 沖藤 典子

＜コーディネーター＞

- 参議院議員 円 より子
(敬称略)

前号からのつづきです(あごらメルマガeffより転載)

円 より子: ただいまお話しをさせていただいた「女性と年金」ですが、まず自営業など国民年金に加入している第1号被保険者は1,121万人います。厚生年金・共済年金などに加入して働いている第2号被保険者の女性は、1,224万人。そしていわゆる第3号被保険者の民間サラリーマンの妻、公務員の妻の1,117万人ですが、さて今日の参加者はどこに該当するのでしょうか?

第2号、第3号が同じくらいで、第1号が少し少ないですが、それでは第1号に手を上げた沖藤さんから、お話をうかがいましょう。

「年金制度の三つの大罪」

沖藤 典子: 先ほど1985年の大改正の話が出ましたが、「高齢社会をよくする女性の会」でも樋口恵子さんを先頭に、反対シンポジウムを開きました。女性の皆年金という甘い言葉でまどわされ、政府は3号制度を導入したのです。

初めに円さんから「ウフフ」の主婦の話がありましたが、本当に「ウフフ」でしょうか? やがて「カンカン」になるのではないのでしょうか? 国が年金制度を変える時、女性の意見を聴かなかったのが、これだけごちゃごちゃしてわかりにくくなってしまったのです。みんなが不平不満を持つそんな制度にしてしまった国に罪があるのではないのでしょうか。

今の年金制度にはまず三つの大罪があると思います。まず一つは女性を分断した。結婚した相手の職業によって。結婚しているかどうかによって。また女性自身の職業によって。二つ目は女性の間に不公平を拡大した。そして三つ目は女性の自立を阻害した。本当に「ウフフって言っているの?」という問いかけもないままに女性の自立を阻害した、と言いたいと思います。

今日の私の立場は、いくつかの年金身の上話をするのですが、まず私ぐらいの年齢になりますと、そろそろ夫が亡くなり始めます。

「女性の年金身の上話」

五つのバージョンに分けてお話しします。まず第一バージョンは「夫がどういう立場にいたかで年金が変わってくる」という話です。同じ年齢で、同じ大学を出た女性が、その立場によって差が出ます。一人目は自営業の妻で、彼女もアルバイト収入で国民年金に入っています。遺族年金なし。

二人目は一度も厚生年金を払ったことのない友人。輝かしく大企業エリートの子があの世にいったので、最高額の遺族年金をもらっていますが、「私の内助の功はこれしかないのか!」と怒っています。一銭も払わないで、よくまあ…と思いますね。

そして私は、15年の間厚生年金を掛け、60歳から厚生年金をもらっていますが、平成19年3月31日までは今の制度が続くので、その日までは絶対に夫を死なせてはいけなと思っています。そうでないと夫と共に、私の15年分の厚生年金はなくなってしまい、一度も厚生年金を掛けたことのない友人よりもやや低めの遺族年金になってしまいます。一体、私の掛けた年金はどこへ取り上げられてしまうのでしょうか?

私が社会に果たした貢献はどこへ行ってしまったのでしょうか? そして女性から巻き上げた年金で、不要な厚生年金施設をたくさん作り、赤字にしてしまったのは誰でしょうか?

第二バージョンは配偶者加給年金の話です。そもそも年金を掛ける時、受け取る時に加給金があるなんて知りませんでした。年金法上では、家族手当的な意味合いがあるということで、受給時に配偶者がいる人と独身者では約一万円くらいの差がつくそうです。たまたま私が受給した時は、その前の年に離婚したあとだったので、知っていれば不幸な結婚の辛抱料としてもらえたのにとつくづく思います。

延々と長い夫婦の歴史があっても、受給が発生した時点で、夫がいなければ配偶者加給金はつかないということですが、ちなみにその後再婚しても永遠にその権利は回復しないそうです。

実はその後夫とは復縁しているのですが、「発生したその時点で夫がいなければ加給金はつかない」そんなバカな話がありますか！負担金が同じなのに受け取る金額が違うのは本当におかしいと思います。そんなバカバカしいことがありますか！

さて第三バージョンは、先ほど渡邊審議官からお話があった民法上の妻の立場と年金法上の妻の立場は違うという話です。「妻という名にゃ勝てないが、妻ほどまろい立場はない!!」という私の知り合いの話です。

20年前に、妻と二人の子を残して夫が家出をしました。離婚もせずに別居状態で、不実な夫からは一銭の扶養も受けず、女一人働いて子どもを育ててきました。そして最近夫が亡くなりました。彼女は遺族年金をもらえるものと思っていたのですが、彼女ががんばって働いてきたために、結果的にもらえませんでした。

別居はしていたものの、民法上の妻なのだから、葬式に來い・遺骨を引き取れ・供養はしろ・妻の実家の墓に入れろなど、いろいろお世話に追われました。民法上では妻として扱われ、年金法上は妻として扱われないというのです。遺族年金となると、同一生計、つまり夫からお金を受け取っていたという証明が取れず、結局遺族年金はもらえなかったのです。

唯一の救いは、出て行った夫に愛人がいなかったということです。もし愛人がいたら、同一家計の法則で、遺族年金は愛人のところへいってしまうのです。こんなことで結局遺族年金は国に献上したわけですよ。

だから妻だからって、安心してられない。「ウッフ」なんて言っている場合ではありませんよ。夫の人格的な誠実さや責任感で、3号被保険者の価値が変わるんですよ。こんなことで、女性の年金はいいんですか？というのが私の問いかけです。

(次号へつづく)

クリスマス会のお知らせ

- 表紙でもお伝えしたとおり、今年は春夏の合宿ができませんでしたので、クリスマス会を大々的に楽しく行いたいと思います。
- 「お金を使わず楽しむ、シンプルに充実して生きる」をテーマにディスカッション、ゲーム、プレゼント交換などで大いに盛り上がりましょう。
- 是非楽しい予定として入れてください。

日時：12月18日（土）13時～16時

場所：麹町近辺の予定

（詳しくは1か月前くらいに事務局へお問い合わせください。）

※子どもが遊べる場所とベビーシッターも確保しますので、お子さんもいっしょにどうぞ

会費：大人のみ／1,000円 子どもといっしょの大人（子ども何人でも）／1,500円

※あとはハンドで補助します。

持ってくるもの：100円くらいのプレゼント

※くじびきなどでプレゼント交換をする予定です。子どもの分はこちらで用意しますので1家族1個。

※手料理などの持ち込み、大歓迎

定員：30名

※次号で再募集しますが、会の内容や準備するものなどを決めるため、お早めにご応募ください。

大募集!!

- ①ベビーシッター大募集：子どもといっしょに遊んで、食事をしていただける中・高・大学生の会員のお子さん。交通費込みで2,000円でアルバイトしませんか？ご応募お待ちしております。
- ②ご意見大募集：今回のテーマ「お金を使わず楽しむ、シンプルに充実して生きる」ためのアイデア、もしくはそうしたいけどできない悩みなどを教えてください。
- ③クリスマス会の企画アイデア大募集：会の具体的な内容についてはただいま企画中です。ご意見、アイデアなどあったらお知らせください。

★応募方法（P3の原稿募集と共通）★

■ご意見、お手紙など、匿名希望の方はその旨明記してください。ただし、県名、年齢は掲載しますので、お送りいただくものには住所、氏名、年齢をご記入くださいね。

■クリスマス会に関する応募は以下のメールアドレスまでお願いします。メールがない場合はfaxで。お電話はメール、faxがない方のみ。業務の簡素化のため、ご協力お願いいたします。

メールアドレス：kobayashi@kazoku-mondai.co.jp

fax:03-3261-1836

■その他のご意見、お手紙など急がないものは表紙の住所にお送りください。

家計簿公開

家計簿公開

第148号 長崎県 A・Yさん

[家族構成]

私

父 64歳

母 60歳

息子 小3

[住居]

親の持ち家

(3LDK)



家計簿内訳 2004年7月分

★収 入★

| | |
|----|-------------------|
| 給料 | 170,000円 (手取り) |
| 副業 | 3~50,000円 |
| 合計 | 200,000~220,000円 |

★支 出★

| | |
|------------------|----------|
| 親へ (食費・光熱費込み) | 70,000円 |
| 息子の習い事 | 20,000円 |
| 携帯電話代 | 15,000円 |
| 研修費用 (交通費込み) | 約50,000円 |
| 美容、服飾費 | 30,000円 |
| 合計 | 185,000円 |

※残りは交際費と貯金

老人ホームで仕事をしています。勤務が不規則なので、大学生のアルバイトに来てもらい息子の家庭教師兼遊び相手になってもらっています。これが予想以上に息子にも私にも、私の両親にもよい影響を与えてくれているように思います。両親は歩いて30歩くらいのところに住んでいます。

支出のうち、研修費用は社会福祉士がらみの研修です。興味があり、会いたい友人のいるところであれば(主に大阪、東京)、2泊3日くらいで出かけるようにしています。

副業として、個性学のカルテを一枚¥1,000~¥2,000円で販売しています。個性学というのは、簡単にいうと一時期大ブームになった「動物占い」のもととなっているものです。知り合いの会社の社長さんから、個性学について勉強して、従業員の社員教育やカウンセリングを行って欲しいとお願いされたのがきっかけで勉強しました。知り合いのアロマセラピーのサロンでも販売していたので、ちょっとしたお小遣いになっています。

いつか起業を!!との目標を持って、今はいろんな人達との出会いを楽しみながら勉強中です。

「骨髄移植を受けたターくんのその後」

励ましのメールやお電話をありがとうございました。またご心配くださった方々に、心よりお礼申し上げます。

6月30日に予定どおり骨髄移植の手術が行われました。移植手術は成功でうまくいきました!骨髄を提供したお姉ちゃんは一週間後には元気よく保育園に行くことができました。

今、ターくんはクリーンルームという個室の無菌室で治療を受けています。



7月27日のお母さんの電話

「最初、1,000しかなかった白血球が今日の検査では3,700になりました。移植のケースからいえば、早い勢いで増えているとのこと。お姉ちゃんの細胞がよかったのとターくんの体力があるからと言われました。

少しでも感染するといけないので、抗生剤の投与と栄養の補給のための点滴治療を毎日しているところです。ターくんは3歳なのに聞き分けもよく、先生や看護師さんたちからも可愛がられています。まるで大事な治療を受けていることがわかっていてみたい。私たちも一山超えてホッとしているところです。

応援してくださった皆様に随分勇気づけられました。ありがとうございます。」

☆愛知のお世話係: WITH ☆

<NPOあごらからの現状報告>

ハンド・イン・ハンドのみなさま、こんにちは。日ごろはNPOあごらの活動に、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。みなさまにNPOあごらをご案内させていただいて、すでに1年半以上たつと思いますが残念ながらいまだに軌道に乗った活動には至っていません。

景気低迷のなかで特にきびしい雇用環境にある母子家庭に追い討ちをかけるような児童扶養手当の削減で、さらに経済的に困難になった離別母子家庭を対象にテレワーク(在宅でパソコンを使った仕事)による就労支援を行う目的でNPOあごらは設立されました。

まずは技術の習得からということで、雇用保険の資格が

なくても受給できる自立支援教育訓練給付金制度に「地図データ入力技術者養成講座」「コンピュータ支援翻訳講座」が認定されましたが、財政難のためが地方自治体の取り組みが不十分、いわば宝の持ち腐れ状態です。

さらに円より子さんにたいへんご尽力いただいて成立した「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」により、厚生労働省を始めとする公共団体などから、優先的に発注されるはずの仕事がまるで動かず、すでに技術を習得されたみなさまには大変ご迷惑やご心配をおかけしております。

秋に向けては、公的業務への働きかけをさらに強め、また民間企業への受注活動も強力に展開しておりますので、みなさまからも一層のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。(NPOあごら事務局)

＜大阪ニココ離婚講座＞

原則、午後1時半～午後4時半まで、ドーンセンター
(大阪市中央区大手前1-3-49 Tel 06-6910-8500)で。
参加費 講座：1,500円、ミニ講座：500円

9月11日(土) ミニ講座

離婚後の経済と子どものことを中心にハンドのメン
バーと事例を含めて話してみませんか

10月2日(土)「離婚に関する法律」

弁護士 竹川 幸子 さん
親権者の決定・面接交渉など子どものこと、財産
分与のことなど離婚に際して解決しなければならない
問題を考えるとき必要な法律の知識をわかりやす
くお話しいたします。

11月6日(土) テーマ・講師とも未定

＜例 会＞

原則 奇数月の第4土曜日の午後

9月25日(土) 大阪府立『北区民センター』

大阪市北区正親町2-1-27 (北区役所の中)

☎：06-6315-1500

●地下鉄堺筋線＜扇町駅＞2号-B出口～北へ3分

●JR環状線＜天満駅＞西へ3分

(今回は会場が違っていただきます)

しんぐるまざあず・ふぉーらむ主催
「養育費シンポジウム」開催のお知らせ

交流団体であるNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーら
むが主催する「養育費シンポジウム」が、10月31日
(日) 午後1時半から4時半まで、クレオ大阪西で開催され
ます。ハンド大阪でも協力することになりました。

また、東京でも10月16日(土) 午後1時ごろからエポ
ック10で、同じテーマで開催予定です。福岡でも開催さ
れますが、詳細は未定です。会費はどの会場も500円と
なります。

児童扶養手当の現況届けを8月に済ませたばかりで、
養育料についても再認識されたばかりだと思います。ご
意見・ご要望などがありましたら、ハンド事務局へお寄
せくださるよう、お願いします。

なお、参加を希望される方は下記までお問い合わせく
ださい。

しんぐるまざあず・ふぉーらむ東京事務所

☎03-3364-3431 メールアドレスsingle-m@big.or.jp

●ホームページURL●

<http://www7.big.or.jp/~single-m/main.html>

弁護士110番



私はいま三四歳で三歳
と一歳の子どもがいます。
現在離婚調停中ですが、
そろそろ決着がつきそうです。
離婚が決まったあと姓をどうしよ
うか悩んでいます。上の子はやっ
と自分の名字と名前を覚えてた
ところで、旧姓に戻して混乱させ
たくないのですが、籍は夫と別
にした上で夫の姓を名乗ることは
可能でしょうか。親権は私がと
ることになります。



離婚後の氏の問題です
が、離婚と同時に婚姻前
の氏(旧姓)に戻るの
法律上の原則ですが、離婚時の氏
を使いたい(婚氏続称といいま
す)という場合には、離婚成立(調
停成立)から三か月以内に、戸籍
係に「婚氏続称の届出」をしなければ
なりません(民法七六七条二項)。も
し、離婚時の氏を使うことをす
でに決めているのであれば、調停
調書をもって戸籍係に離婚届を出
す時に、同時に「婚氏続称の届出」
をしておく方が無難です。夫の了承
は必要ありません。

職場や近所に離婚のことを知ら
れたくないとか、子どもさんに幼
稚園、保育所、学校などで嫌な思
いをさせ

たくないなどの事情から、婚氏
続称をされる人も多いです。でも、
子どもさんの戸籍は当然には貴方
の戸籍に入りませんので、子の住
所地の家庭裁判所に、「子の氏の変
更許可の申立」をする必要があり
ます。申立には子ども一人につき、
印紙二〇〇円、貴方の新戸籍と、子
どもさんの戸籍が必要です。子ど
もが一五歳未満の場合には、親権
者である母が法定代理人として申
立をすることができます。この許
可審判書をもって、戸籍係に子ど
もの入籍届をします。これによ
って、子どもさんを、夫の戸籍
から除籍して、貴方の戸籍に入
籍できます。

なお、貴方が、一旦婚氏を続
称したのち、事情によって旧姓に
戻りたいという場合には、戸籍法
一〇七条の「やむを得ない事情に
よって氏を変更しようとするとき」
という要件が必要になります。そ
の場合、家庭裁判所に「氏の変
更許可の申立」をしなければなり
ませんが、常に認められるとは限
りませんので、離婚後の氏の問題
は、将来の問題も含めて慎重に考
えて決めてください。

弁護士 段林和江
☎〇六―六三六四―〇二六九

告知板

東京：

ℓ

- 少人数で集まっています。友達感覚でおしゃべりしましょう。
10月2日(土)18時～
11月6日(土)14時～
- ※ 会場は1か月前くらいに決まりますので上記事務局までお問い合わせください。
- ※ 当日ご参加の方は
までお電話いただいても結構です。

埼玉：

ℓ

- いつもどおり最終日曜日に行います。遊びに来てください。ご連絡は上記電話番号まで。

愛知：WITH：

ℓ

- 離婚後に一人で子育てをしながらやりがいのある仕事に就くには？というテーマで実体験者のお話を聞きながら考えてみたいと思います。どんな資格が、勉強が必要なのか？子育てはどうしたらいいのか？組織で自分の力を生かすには？などみなさんで知恵を出し合ひましょう！

テーマ：

「子どもを育てながら仕事をする」

日時：9月25日(出)13時30分～17時

場所：株ウィング・ティ4階

(名古屋市天白区道明町)

会費：2,000円(お茶とケーキ付き)

申し込み先：上記電話番号または

長崎：

ℓ

- この夏は、長崎県の母子会の大会での体験発表、8月初めの親子合宿&ニコニコ離婚出前講座など、盛りだくさんでした。
- 今回はちょっとお休みして、また次回以降お知らせしたいと思います。

各地のお世話係

仙台

群馬

埼玉

静岡

広島

香川

福岡

福岡

熊本

大分

事務局掲示板

猛暑の夏休みも終わって、新学期ですね。夏の疲れが秋風とともに出不ないように、みなさん気をつけてくださいね。かくいう私も選挙の疲れがなかなかとれません。若いと思って無理をするとしっぺ返しがかわい(?)。
(円)

忙しい怒涛の日々は終わりましたが、体調はより一層悪くなってしまいました。抗生物質で上顎腔の炎症を抑えながら、もうしばらく様子を見て、9月9日に再度レントゲンを撮り、手術をいつするか決定することに。早くスッキリしたいのですが、思うようにいきませんね。

話は変わって、電話相談件数が最近激減。相談員が電話の前でず～と待機中。皆さん一人で悩んでいないでグチでもいいから掛けてきて下さいね。

(向井)

ちょっと早いですが、クリスマス会を企画中。事務局一同、楽しい会にしようとはりきっています。遠方の方もぜひ来て下さい。近くの宿泊施設のご紹介もできます。

(小林)

ハンドからみなさんへ発信!!

現代家族問題研究所：<http://www.gendai-kazoku.jp>

円より子ネット：<http://www.madoka-yoriko.jp>

ニコニコ離婚ネット：<http://www.nikoniko-rikon.net>

離婚と母子の110番

- 基本的に毎土曜日：13時～17時
- 9月は4、11、18、25日の4回
- 10月は2、9、16、23、30日の5回
- ※ 無料で相談を受け付けています。
- ※ 一人で悩まず、気軽にお電話ください。



<購読料について>

期限切れの通知の入った時に、お振込みください。次の3通りの方法があります。

- ① 1年間3600円(送料共)
 - ② 2年間まとめて前払いの場合、7200円を6000円に。
 - ③ 出世払いもしくは免除(どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出下さい)
- [振込先] 各地の郵便局にて 00140-6-120542 ハンド・イン・ハンドの会